



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsletter

移転価格、企業登録、および、2016年度
の予算作成に際する留意事項に関する最新情報

14 October 2015



インデックス

内容	ページ
税務総局、および、ハノイ市、ホーチミン市、 Binh Duong 省、そして、 Dong Nai 省の4税務局への移転価格調査部門の設置を税務総局が決定	3
企業登録に関する新しい政令の発行	4
新しい企業法および投資法の一部規定に関連する弊社 Grant Thornton (Vietnam) の実務経験	6
2016年度の予算作成に際する留意事項	7
Grant Thornton への連絡先	8

移転価格調査部門の設置

2015年9月1日、税務総局は、税務総局、および、ハノイ市、ホーチミン市、Binh Duong 省、そして、Dong Nai 省の4税務局への移転価格調査部門の設置を決定しました。

税務総局に設置される移転価格調査部門の主要な役割および職務は、以下の通りです。

- 年間の移転価格調査計画立案およびその実施。
- 移転価格調査の手順構築、研修・講座用の資料作成、移転価格調査の専門業務に関する講義・研修・継続的研修の実施。
- 管轄下にある関連者間取引を持つ企業、税務当局、そして、第三者からの情報の収集、処理、および、使用。ベトナムにおける各企業主体で実施されている移転価格リスクの兆候の収集、研究。
- 移転価格調査におけるリスク評価の基準構築・完成の主管。関連者間取引を持つ企業の税法遵守状況の分析・評価実施。関連者間取引を持つ企業に対する年間調査計画の立案根拠となるリスク分野の特定。
- 移転価格に関する法令文書、専門業務手順に関する税務当局での一貫した実施のための各税務局に対する指示、ガイダンスおよび支援。
- 租税条約に基づく移転価格課税に関する相互協議への参加。独立企業間価格算定方法等の事前確認(APA)に関する相互協議への参加、および、事前確認合意後の独立企業間価格算定方法等の事前確認内容の順守状況に対する調査。

ハノイ市、ホーチミン市、Binh Duong 省、そして、Dong Nai 省の税務局に設置される移転価格調査部門の主要な役割および職務は、以下の通りです。

- 年間の移転価格調査プログラム・計画の立案。税務調査部門、特別税務調査部門、および、各税務支局から送付される移転価格調査の要請・依頼書類の受理。
- 関連者間取引を持つ企業の納税義務確定に関係する情報収集実施。
- 移転価格調査の実施、および、移転価格調査により税法違反が発見された組織・個人に対する規定に基づく処理の提言。
- 移転価格に関連する納税者の税法違反行為に関する訴えに関する確認調査および処理。
- 租税条約に基づく移転価格課税に関する相互協議への参加、および、事前確認合意後の独立企業間価格算定方法等の事前確認内容の順守状況に対する調査。

税務総局、および、ハノイ市、ホーチミン市、Binh Duong 省、そして、Dong Nai 省の税務局への移転価格調査部門の設置を正式に決定したことは、ベトナム税務当局として、各企業、特に外国投資企業に対する移転価格税制の遵守を要請する強い意志表示だと考えられます。

従って、各企業におかれては、以下の点に留意されることが重要です。

1. 関連者間取引情報の開示申告書において、漏れの無い正確な申告をしているか？
2. 関連者との取引に対して、契約書、インボイス、および、決済証券の他に、ベトナムの移転価格税制に基づいた価格決定となっていることを証明できる書類を用意できているか？

ご不明な点などございましたら、ご遠慮なく Grant Thornton (Vietnam) へお問い合わせ下さい。

企業登録に関する新しい政令の発行

企業登録に関する2015年9月14日付け政令 Decree No. 78/2015/ND-CP が発行されました。この政令は、2015年11月1日から発効し、従来のDecree No. 43/2010/ND-CP および Decree No. 05/2013/ND-CP は廃止されます。

この政令で留意すべき事項についての概要と企業登録手続きに関する弊社 Grant Thornton (Vietnam) の実務経験を情報共有させていただきます。

・ 事業分野：

- 企業設立登録、事業分野の追加・変更通知、または、企業登録証明書への変更申請をする際には、企業の設立者、または、企業は、ベトナムの経済分野体系における第4分類項目までの事業内容を選択して、企業登録申請書、企業登録内容の変更通知書、または、企業登録証明書への変更申請書へ事業分野を記載します。

・ 企業コード、企業下部組織コード、事業地コード

- 各々の企業は、企業コードと呼ばれる唯一のコードを発行されます。このコードは、同時に、企業の税務コードとしても使用されます。このコードは、国家企業登録情報システム、税務登録情報システムにより自動的に生成、送信、受信されて、企業登録証明書に記載されます。
- この政令の発効日前に設立されて、まだ下部組織コードの発行を受けていない支店、駐在員事務所については、税務当局へ直接連絡を取り、13桁の税務コードの発行を受けた後に、規定に従い、事業登録課での活動登録内容の変更手続きを実施します。
- 投資ライセンスまたは投資証明書（同時に、企業登録証明書も兼ねる）を既に取得して設立・活動している企業については、税務当局から発行を受けた税務コードが企業コードになります。

・ 企業登録内容に関する情報の提供：

- 事業登録課は、企業登録情報、および、その企業登録内容の変更情報を、税務当局、統計当局、労働管理当局、社会保険当局へ送ります。事業登録課から提供された企業登録情報を使用する関係当局は、事業登録課から既に提供された情報について企業からの提供を要請することはできません。
- 機関および個人は、手数料を支払って、国家企業登録ポータルサイト経由、あるいは、事業登録課または計画投資省にて直接、企業の企業登録内容に関する情報、法的状況、および、財務諸表をの提供を要請することができます。

・ 社印：

- 企業は、企業、支店、駐在員事務所の社印について、その形態、内容および数量を自社で決定する権利を持っています。企業は、形態および内容が同じ社印を複数持つことができます。
- 企業、支店、駐在員事務所の社印について、その使用、変更、破棄、または、社印数の変更をする前に、企業、支店、駐在員事務所が所在する場所の事業登録課へ通知を送付して、社印に関する通知を国家企業登録ポータルサイトへ掲載してもらう必要があります。

・ 税務登録内容の変更通知：

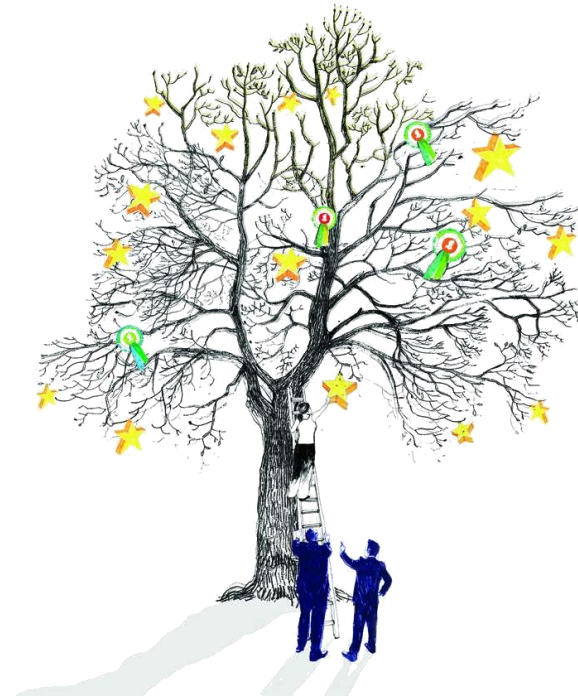
- 税務登録内容の変更があるけれども企業登録内容に変更はない場合にも、企業は、自社が所在する場所の事業登録課へ通知を送付します。
- 通知を受理した事業登録課は、国家企業登録情報システムへ情報を入力して、税務総局のデータベースへ情報を伝達します。

企業登録に関する新しい政令の発行

<企業登録に関する新しい政令について、続き>

• 既存ライセンスの新しい企業登録証明書への変更：

- この政令の発効日前に企業登録証明書、事業登録証明書、または、事業登録および税務登録証明書、投資ライセンス、あるいは、投資証明書（同時に、企業登録証明書も兼ねる）の発行を既に受けている企業は、これら証明書の内容に従う活動を継続することができ、新しい企業登録証明書への変更手続きを**強いられることはありません**。企業登録内容の変更登録を行った際に、新しい様式による企業登録証明書の発行を受けることになります。
- 事業登録証明書、または、事業登録および税務登録証明書の新しい企業登録証明書への変更を希望するけれども事業登録および税務登録の内容に変更がない場合、申請書に加えて、事業登録証明書原本および税務登録証明書原本、または、事業登録および税務登録証明書原本を、事業登録課へ提出して、新しい企業登録証明書の発行を受けます。



新しい企業法および投資法の一部規定に関連する弊社 Grant Thornton (Vietnam) の実務経験

・ 企業登録情報、投資プロジェクト登録内容の変更：

- 投資ライセンスまたは投資証明書の発行を既に受けている企業で企業登録情報（例：法定代表者のパスポートが新しくなった場合など）に変更があった場合には、投資ライセンスまたは投資証明書を新しい企業登録証明書へ変更して、同時に、変更内容を改定します。変更部分が、投資ライセンスまたは投資証明書における投資プロジェクト登録内容に含まれる情報のみであった場合（例：投資資本の増額など）、企業または投資家は、新しい投資証明書の発行を受けます。

- 既に発行を受けている投資ライセンスまたは投資証明書に記載されている企業登録内容および投資プロジェクト登録内容の両方に関連する変更がある場合には、企業または投資家は、新しい企業登録証明書への変更手続きを行った後に、投資登録手続きを行います。

・ 法定代表人に対するベトナム居住要件：

- 企業は、ベトナム居住である法定代表者が、常に、少なくとも1名いることを担保する必要があります。
- 企業の法定代表者が1名の場合、当該法定代表人はベトナム居住となる必要があり、ベトナム出国時には、当該法定代表者の権利および義務を履行するために、他の者へ文書による委任状を置いていく必要があります。
- 企業の法定代表者が1名の場合で、当該法定代表者が30日超ベトナムを不在にするにもかかわらず、自らの権利および義務の履行のための委任状を誰にも置いていかない場合には、会社オーナー、社員委員会、または、取締役会が、別の者を企業の法定代表人に選任します。

・ 投資手続きおよび企業登録手続きのワンストップ制度：

- 現在、計画投資省が、外国投資企業の各種書類を処理するための投資課および事業登録課との間の当局内部での協力制度を構築するガイドンスを草案しています。この草案によれば、外国投資企業に関連する手続きの実施時には、投資家または企業は、書類を投資課へ提出するだけで済みます。投資課は、事業登録課と協力して、書類の処理を行い、投資家または企業へ結果書類（投資登録証明書および企業登録証明書）を渡す義務を負います。このガイドンスは、投資法の施行細則となる政令の発行後に発行される見込みです。

数多くの外国投資家、様々な規模および異なる事業分野の起業家の方々と議論をさせて頂いてきた弊社 Grant Thornton (Vietnam) の経験からは、企業法、投資法、および、その他関連する専門分野の法律の規定の遵守が、投資家および企業家の方々の最優先事項となっており、法令の規定変更が事業活動や企業の投資へ与える影響を常に考慮されていると理解しております。

企業登録または投資プロジェクト登録の内容変更に伴う新しい企業法や投資法の規定遵守に際して弊社の支援を希望される場合には、ご遠慮なく、弊社 Grant Thornton (Vietnam) の専門家へお問い合わせ下さい。

2016年度の予算作成に際する留意事項

2016年からの地域別最低賃金引き上げ

現在、政府は、地域別最低賃金に関する2014年11月11日付け政令 Decree No. 103/2014/ND-CP に代わる政令を草案しています。この草案によれば、2016年からの最低賃金額は、以下のようになる見込みです。

- 地域 I: VND 3,500,000
- 地域 II: VND 3,100,000
- 地域 III: VND 2,700,000
- 地域 IV: VND 2,400,000

これによれば、現行の政令 Decree No. 103/2014/ND-CP に基づく最低賃金額と比較しますと、2016年から適用される見込みの最低賃金額は、平均で12.4%引き上げされることになります。

社会保険料の計算基礎変更

- 2016年1月1日から施行される改正社会保険法では、保険料率に変更はありませんが、保険料の計算基礎となる給与に関する規定が変更されます。

具体的には以下の通りです：

- 2016年1月1日から2017年末までは、保険料の計算根拠となる月次給与額は、労働契約に記載されている給与額、および、各種手当の金額になります。
- 2018年1月1日以降は、保険料の計算根拠となる月次給与額は、労働契約に記載されている給与額、各種手当の金額、および、その他追加金額になります。
- 労働許可証、ベトナム当局から発行された専門職資格または専門職ライセンスを持つ外国人労働者については、政府の規定に基づき法定社会保険に加入することになります。
 - 外国人労働者に対する社会保険加入が義務付けられるのか、あるいは、外国人労働者の意思により加入が認められるのかについては、現時点では、不明です。



コンタクト

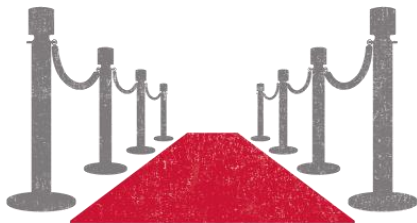
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Ha Noi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
T +84 4 3850 1686
F +84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
M +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
M +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

Kaoru Okata

Director – Japanese Desk
M +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
M +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Nguyen Nhat Le

Tax Senior Manager
M +84 4 3850 1685
E Le.Nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Centre
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T +84 8 3910 9100
F +84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
M +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
M +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
M +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk
M +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com



Questions & feedback

